

松戸市農業委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松戸市農業委員会会議規則（昭和35年松戸市農業委員会規則第1号）に定めるもののほか、農業委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、会議の開会20分前から原則5分前までに、傍聴人受付票（別紙）に自己の住所及び氏名を記入しなければならない。

2 議長は、傍聴人の受け付けを先着で行う。ただし、受付開始時点で、傍聴人の数が第3条の規定により制限された人数を超えるときは、抽選により傍聴人を決めるものとする。

(傍聴人の定員)

第3条 議長は、会議開催場所の規模等により傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他他人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、腕章等を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (4) 拡声器、無線機、マイク、ラジオ、携帯電話（電源の入っていないものを除く。）の類を携帯している者
- (5) 写真機、撮影機、録音機の類を携帯している者（第6条の規定により、議長の許可を得た者を除く。）
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (2) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) その他会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 傍聴人は、すべて議長及び農業委員会事務局職員の指示に従うこと。

(撮影及び録音の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 議長は、傍聴人が前2条の規定に違反し、会議の秩序を乱すおそれがあると認めるときは、退場を命じることができる。

(傍聴人への配布資料等)

第8条 傍聴人には、会議次第又は議題を記載した資料、その他会長が必要を認めた資料を配布するものとする。

2 前項の規定により配布された資料は、会議終了後に原則、事務局に返還しなければならない。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

この要領は、令和2年3月10日から施行する。

(別紙)

松戸市農業委員会会議傍聴受付票

ふりがな	
氏名	
住所	